

鳥獣浸入防止柵施設維持管理規定

【目的】

第1条 この規定は、内海区内の農産物の生産の向上増産を目的のため、有害鳥獣被害防除柵設置の維持管理運営を目的とする。

【名称】

第2条 内海区鳥獣浸入防止柵施設維持管理組合という

「略称」 防護柵維持管理組合

【組織】

第3条 関係者で維持管理組合を構成し、次ぎの役員をおく

1. 管理委員5名を選出し、管理委員の中から互選により管理委員長・副管理委員長を任命し、この施設の管理運営を行うものとする。
2. 役員任期は2年とし、改選は部落役員改選に準じ、再選は妨げない。
3. 管理委員手当として、次の額を支給する。

管理委員（手当の年額 ～5,000円相当）

【役員の仕事】

第4条 管理委員は、施設の点検・維持管理に努めなければならない。

1. 破損箇所等発見した場合速やかに管理委員長に報告し、報告を受けた管理委員長は、改善策を管理委員会等で講じなければならない。
2. 基金の運営管理は管理委員会が行い定期総会にて会計報告を行う。

【管理】

第5条 この施設は、内海区助成金・区内の農産物生産者・区外居住農産物生産者の資金及び労務提供により管理運営するものとする。

1. 管理委員長の指示により、関係者の労務提供等で施設維持管理を行う。
2. 施設の維持管理をする為、基金を設ける。
毎年2,000円を徴収するものとする。（前・後期協議割にて賦課）
（災害等により施設に多大な損傷が生じた場合臨時徴収をする事が出来る）
但し、生産者が農用地としての機能を失った場合はこの限りではない。
3. 施設の保全・維持・修繕の爲に労務要請があった場合、委員長の判断により、若干の費用弁償をする事が出来る。
（額に付いては管理委員会において決する）

【その他】

第6条 この施設を故意に又は過失により、破損・損失したと認められた場合は、当事者において原型復旧するものとする。

※付記 この規定は：平成23年 2月 1日より実施。